

厚生発 0625 第 7 号  
令和 6 年 6 月 25 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
（ 公 印 省 略 ）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の  
整備に関する法律による栄養士法の改正について（通知）

このたび、第 213 回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 6 年法律第 53 号）」（以下「第 14 次地方分権一括法」という。）が成立し、令和 6 年 6 月 19 日に公布されました。第 14 次地方分権一括法においては下記のとおり、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）の改正が含まれていますので、貴殿におかれては、御了知の上、管内の関係機関等へ周知いただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、第 14 次地方分権一括法の施行に伴い必要な政省令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

記

1 改正の概要（第 14 次地方分権一括法第 5 条関係）

管理栄養士養成施設を卒業した者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を受けることを不要とする（栄養士法第 5 条の 3 関係）など所要の改正を行うこと。

2 施行期日（第 14 次地方分権一括法附則第 1 条関係）

第 14 次地方分権一括法（栄養士法関係）は、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものとされたこと。

3 留意事項

当該制度改正を踏まえた管理栄養士国家試験は、令和 7 年度に実施する第 40 回国家試験から適用する予定であること。詳細については、追って案内する。